

総務教育常任委員会資料

(令和3年6月15日)

〔件名〕

- ・ 令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費の充当状況について 【財政課】・・・2
- ・ 税務調査における借入簿冊の紛失について 【税務課】・・・3
- ・ 令和3年度第1回県有施設・資産活用有効戦略会議の開催結果について 【資産活用推進課】・・・4
- ・ 令和3年度第1回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の開催結果について 【人権・同和対策課】・・・5
- ・ 人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について 【人権・同和対策課】・・・7
- ・ 鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会「第5回会議」の結果について 【淀江産業廃棄物処理施設計画審査室】・・・10

総 務 部

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費の充当状況について

令和3年6月15日
財 政 課

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急事態対策調整費の充当状況について、次のとおり報告します。

<充当状況>

事業名	事業概要	配当額 (千円)	配当日	執行課
新型コロナウイルス克服応援金	新型コロナ対策認証事業所及び認証取得に取り組む事業所が、継続して事業を行うことができるよう 10 万円の応援金を支給する。 ※申請期間の延長 (R3.3 末まで→R3.4 末まで) に伴う R3 年度支給分	400,000	R3.4.6	くらしの安心推進課
#We Love 山陰キャンペーン	自治体独自の県内観光支援に係る国の補助制度が制定されたことに伴い、新たに鳥取県民を対象としたクーポンを配布するなど内容を拡充する。(県内日帰り旅行、クーポン配布を追加)	200,000	〃	観光戦略課 販路拡大・輸出促進課
低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)	低所得のひとり親世帯に、児童一人当たり一律5万円を支給する(国制度)。 ※福祉事務所未設置町村分(三朝町、大山町)	13,800	〃	家庭支援課
#We Love 山陰キャンペーン	「#We Love 山陰キャンペーン」の期間を延長する。 (R3.4.30 まで→R3.5.31 までの延長分) ※1	300,000	R3.4.8	観光戦略課 販路拡大・輸出促進課
第四波対策飲食店等感染防止強化緊急応援事業	第四波の到来を受け、飲食店等によるガイドラインに沿ったレベルの高い取組を応援し、認証取得を促進するための緊急対策を実施する。 ・新型コロナウイルス対策認証取得に取り組む事業者に20万円の応援金を支給する。 ・認証取得に向けた感染防止対策設備の導入を支援する(補助率9/10(上限20万円)) ※2	400,000	〃	くらしの安心推進課
		150,000	R3.6.9	くらしの安心推進課
合計 (①)		1,463,800		
予算額 (②) (R3 当初予算: 20 億円、5 月補正: 10 億円)		3,000,000		
配当残額 (②-①)		1,536,200		

* 6月定例会に、5億円の増額補正を提案中である。

※1 別途、5月補正で9億円予算化し、8月末まで申請期間を延長した。

※2 別途、5月補正で1億円予算化し、6月末まで申請期間を延長した。

税務調査における借入簿冊の紛失について

令和3年6月15日
税 務 課

東部県税事務所が行った自動車税種別割に係る課税免除（※）の実態調査において、車両の運行状況を確認するため、調査対象の法人から借用していた簿冊を紛失したることについて報告します。

※社会福祉法人及び特定非営利活動法人が所有する自動車専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものは、自動車税種別割の課税免除の適用を受けることができる。

記

1 紛失した簿冊

平成31年度車両運行記録 1冊（1台分）

※個人情報の記載なし

2 事案の概要及び経緯

令和2年12月10日 東部県税事務所の職員2名が当該法人を訪問し、調査を実施したが、コロナ禍で長時間の滞在を回避するため、当該法人から平成30年度及び31年度の車両運行記録2冊を借用し、預り証を手渡した。

令和3年3月31日 職員のうち1名（以下「担当者」という。）が当該法人を訪問し、平成30年度の簿冊のみ返却した。同日、当該法人から平成31年度の簿冊が返却されていないと担当者に連絡があり、改めて連絡する旨回答した。

※担当者は簿冊の紛失を認識しており、自ら簿冊の検索を行っていたが、上司に報告しないまま他部局へ異動した。

同年4月26日 再び当該法人から返却の督促があったことで所属は初めて事態を認識し、簿冊の検索を行った。

同年4月30日 当該法人に出向き、状況を説明したところ、5月末まで簿冊検索の継続を依頼された。

同年6月1日 5月末まで簿冊を搜索したが、発見できなかったため、再度訪問して謝罪を行うとともに、今後の再発防止に努めることをお伝えした。

3 原因及び課題

- ・従来から簿冊を借用した場合は必ず預り証を交付し、鍵付きのロッカーで保管することとしているが、実態は担当者任せになっており、簿冊の管理体制が不十分であった。
- ・担当者は簿冊の紛失を認識していたが、上司に報告しなかったため、対応の遅れにつながった。

4 再発防止策

- (1) 今後は新たに借用簿冊管理データベースを作成し、その管理状況を複数の者で確認できるようにする。
- (2) 借用した簿冊は、原則翌日に返却することとし、その際必ず預り証を回収することを徹底する。

令和3年度第1回県有施設・資産有効活用戦略会議の開催結果について

令和3年6月15日
資産活用推進課

県有施設・資産の適正管理、戦略的活用の方策などを検討するため設置している「県有施設・資産有効活用戦略会議」を下記のとおり開催しました。

記

- 1 日時 令和3年6月3日（木） 午後4時～4時35分
- 2 場所 WEB開催（テレビ会議形式）
- 3 出席者 副知事（座長）、各部局長 等
- 4 概要

（1）米子新体育館整備に係る民間活力の導入検討について

鳥取県・米子市が共同で整備を計画している新体育館の整備手法としてPFI手法を導入する方向とし、導入可能性調査を実施することとした。

■第一次評価（庁内での定量評価及び定性評価）結果概要

PFI手法の導入により、事業費削減が期待できるとともに、建設・設計・運営を一体的に行うことによって効率的な運営に資する施設整備が期待できることから、導入可能性調査を実施すべき。

※導入可能性調査は、国土交通省支援事業を活用し、米子市が予算化する予定。

（2）企業局の電気事業・工業用水道事業の検証について

企業局の電気事業及び工業用水道事業について、現状や課題を踏まえて今後のあり方を検証するため、以下の方式の導入可能性を定量的・定性的に検証することとした。

①電気事業

ア 事業譲渡・廃止 イ コンセッション ウ 包括管理委託

②工業用水道事業

ア 事業廃止（上水道による代替） イ コンセッション ウ 包括管理委託

（3）公共施設等総合管理計画の進捗状況等について

県有財産及び県の管理する国有財産（土地・建物）の積極的な売却や利活用を促進するため、利活用に係るサウンディング型市場調査を今夏に開始することなどを報告した。

（4）指定管理候補者の選定における審査基準の点検について

指定管理候補者の審査基準について、「法人等の社会的責任の遂行状況」などの項目について点検を行い、令和6年度の一斉更新に向けて令和4年度中に見直しを実施することを報告した。

令和3年度第1回鳥取県人権尊重の社会づくり協議会の開催結果について

令和3年6月15日
人権・同和対策課

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」の改正に伴い、令和3年度に鳥取県人権施策基本方針第4次改訂を行うにあたり、「鳥取県人権尊重の社会づくり協議会」を開催し、第4次改訂に係る方針等について意見交換を行いましたのでその結果について報告します。

1 鳥取県人権尊重の社会づくり協議会 ※条例に基づく附属機関

- (1) 期 日 令和3年5月21日(金) 13:30~15:30 (オンライン開催)
- (2) 出席者 委員23名/26名
- (3) 委員からの主な意見

分野	意見等
同和問題 (部落差別)	「同和問題」から「同和問題(部落差別)」という表記になり、差別をしてはならないという強い意識をもち、差別を無くしていくということが表現されており、画期的であると感じた。
子どもの人権	デジタル化が進み、自分の情報が知らないうちにネットに公表されている問題が多々発生しており対策が必要
性的マイノリティ	以前から大学生の相談はあったが近年高校生も増えてきており、大学生の周囲のLGBTに対する理解と高校生の受入れには温度差があり対策が必要
高齢者	インターネットやカタカナの文字は理解しにくいいため、括弧書きで日本語で分かりやすく記載してもらうなど配慮をお願いしたい。
高齢者/障がい者	成年後見において、様々な問題を一人あるいは一機関で対応するのは困難であり、機関連携及びチーム支援が一番重要だと感じている。包括的重層的な支援体制をどう作っていくのか、この辺りを新しい改訂の中にどのように盛り込んでくるのか関心がある。
感染症等の病気	コロナ等の感染症だけでなく、全ての病気に関わる人たちの人権が守られると受け取れる表現を検討していただきたい。
犯罪被害者	単に犯罪被害や交通事故の被害だけではなく、事実と違うことを噂又は報道されたり、ずっと言われ続けるといった、二次的な被害に基づく人権問題も存在していることを認識した上での記載としていただきたい。
インターネット	従前は子どもたちにインターネットに距離を置いたり利用に制限をかけた教育をしてきたが、この春から生徒全員にタブレットを配布し活用するGIGAスクール構想が始まり、これからsociety5.0等社会となっていく中で対応を変える必要がある。
労働	昨今のパワハラ、セクハラ、モラハラに加え昨年はコロナによる誹謗中傷等の相談が多く寄せられた。企業は人権研修や人権に係る取組を継続的にやっていくことが重要と感じる。
人権全般	第6章の「共通して取り組む重要施策」については、全体像を示していく中で柱立てしたほうが良い。SDGsを入れるのであればSDGsのゴールに基づいて、それぞれの人権施策を横刺しにしていくのが良いと思う。

2 今後の予定

- 5月21日 第1回人権尊重の社会づくり協議会(人権施策に関する意見聴取、改訂方針等に関する意見交換)
- 7月下旬 第2回人権尊重の社会づくり協議会(改訂素案確認、意見交換等)
- 10月 パブリックコメント
- 11月中下旬 第3回人権尊重の社会づくり協議会(パブコメ等への対応報告、改訂案確認、意見交換等)
- 1月 知事決裁⇒人権施策基本方針第4次改訂公表

参考1：人権施策基本方針の概要

(1) 位置付け

「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に基づき策定する人権施策の基本となる方針。県の新たな計画策定や計画の改訂の際には、この基本方針を踏まえて人権尊重の視点を一層盛り込むこととし、各種計画に基づく施策は、この基本方針との整合性に留意することにより、人権施策を総合的に推進するもの。

(2) 経緯

平成8年7月	鳥取県人権尊重の社会づくり条例	制定	(全国の都道府県で初)
平成9年4月	鳥取県人権施策基本方針	策定	
平成16年3月	〃	第1次改訂	
平成22年11月	〃	第2次改訂	
平成28年9月	〃	第3次改訂	
令和4年1月(予定)	〃	第4次改訂	

参考2：第4次改訂のポイント

基本理念に基づき、①条例改正に伴う見直しのほか、②人権意識調査結果の反映、③社会情勢の変化に伴う課題や法制度の整備等への対応を踏まえて必要な改訂を行う。

＜基本理念＞「お互いの人権が尊重され誇りをもって生きることができる差別と偏見のない社会」の実現

- ・一人ひとりが自己決定権に基づいて個性と能力を発揮(自己実現)する公平な機会が保障される社会の構築
- ・人権侵害、差別をもたらす社会的要因の解消と一人ひとりの人権意識の高揚
- ・すべての人の尊厳と社会参加が保障され、等しく社会の一員として尊重される社会の実現

(1) 条例改正に伴い、新たに章立て、及び文言等の変更

第3章 (新) 差別実態の解消に向けた取組

第5章 (新) 人権施策の推進に資する調査

第6章 (新) 共通して取り組む重要施策

(参考：第1章 基本的な考え方、第2章 人権教育・人権啓発の推進、第4章 相談・支援体制の充実、第7章 分野別施策の推進、第8章 人権施策の推進体制)

(2) 人権意識調査の結果を反映

第5回人権意識調査結果による課題への対応 ※特に女性や子供、高齢者、外国人の人権の認識不足(差別等の実態、同和問題(部落差別)からみえてくるもの、様々な人権に関する共通の課題(※)等)

(3) 第3次改訂後の社会情勢の変化に伴う課題や法整備等への対応を反映

○情勢変化：新型コロナウイルス感染症、インターネット誹謗中傷

○法整備：部落差別解消推進法、パワハラ防止法、女性活躍推進法改正、個人情報保護法改正、改正入管法等

○県の取組：県令和新时代創生戦略、県産業振興未来ビジョン、県情報技術科活用推進計画等

人権尊重の社会づくり相談ネットワークの運用状況について

令和3年6月15日

人権・同和対策課

人権問題を救済する観点から、県では平成21年から人権尊重の社会づくり相談ネットワークとして県内3カ所で相談窓口を設置しているところですが、令和2年度の運用状況を、以下のとおり報告します。（「同和問題・部落差別相談窓口」「障がい者差別解消相談支援センター」「こどもいじめ人権相談窓口」を含みます。）

1 相談件数・・・ 414件（対前年度比121.8%：前年度340件）（詳細は参考のとおり）

相談件数（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

① 受付機関別

	R2	R1
人権局	164	97
中部振興局	67	56
西部振興局	183	187
計	414	340

② 相談形態別

	R2	R1
面接	117	114
電話	288	212
封書等	9	14
計	414	340

※ うち新型コロナ関係の相談件数 11件（新型コロナ感染者及びその家族からの相談は0件）
対応事例

- 県内大学へ通う学生（県外出身）がお盆明けに鳥取のアパートに戻ったところ、ドアに生卵が投げつけられ、郵便受けに生卵がつぶして流し込んであったと、父親（県外在住）からの相談。警察へ被害届を出すよう助言した。

2 専門相談員の相談事例

専門相談員が行った相談事例はありません。（前年度 事例なし）

3 こどもいじめ人権相談

いじめが全国的に問題になっていることを受け、平成24年9月21日に人権局に「こどもいじめ人権相談窓口」を開設し、子どものいじめに係る相談に対応しています。

- (1) 設置箇所：県庁人権局
- (2) 電話相談：24時間対応、メール相談：24時間受付（独立した電話回線、メールアドレスで運用）
- (3) 相談件数：26件（前年度31件 人権相談件数の内数）
- (4) 対応事例

学校内のいじめについて、学校の対応に不満がある保護者からの相談。傾聴に努め、学校が取り組む基本的対応について説明するとともに、相談者の了解を得て県教育委員会へ情報を提供し対応を依頼した。

相談事例及び相談内容

1 主な相談事例

支援類型	具体例	
	相談分野	対応状況
① 整理・関係機関への伝達 〔相談内容を整理してまとめ、関係機関へ伝達して解決を促進〕	労働者 生活困難者	姪が勤務する企業（県外）はブラック企業で賃金未払いがあるにもかかわらず、今日中に寮を出るように言われているとの相談があった。現地の自立相談支援センターに架電し事情を説明した上で対応を依頼した。
	高齢者 生活困難者	妹(60歳代)は生活保護を受けながら単身で生活しているが、3～4人の高齢者に毎日のように誘われて、「コーヒーをおごれ」など支払いをさせられているとの相談があった。福祉事務所の相談員に連絡し、対応を依頼した。
	高齢者 生活困難者	隣人の認知症の高齢女性が一晩中玄関前におられたり、ごみ箱をあさったりしているとの相談があった。包括支援センター及び福祉事務所に状況を説明した上で対応を依頼した。
② 第三者として当事者に伝達 〔相談内容を第三者の立場で冷静に伝達し、解決を促進〕	病気の人	重度障がいのため常時介護が必要であり、付き添い有り入院していたが、コロナ禍で今後の付き添いは不可とされたことについて相談があった。当該病院に連絡し、今後の対応を検討いただくよう依頼した。
③ ケース会議開催など関係機関と緊密に連携した支援 〔関係機関職員等と対応策を検討しながら解決を促進〕	障がい者	一人暮らしを希望する精神障がい者が、家族が管理する自らの障害者年金を自分に返すよう強く求めていることについて、当該親子、病院関係者及び支援関係者（人権相談員を含む）で協議の場を持ち、入院治療を行うこととなった。その後も病院関係者、支援関係者、本人・家族が一堂に会して退院後の支援策等に係る協議の場を設けている。
④ 必要な情報の提供 〔問題を整理し、解決のために必要な情報等を提供〕	労働者 犯罪被害者 性的マイノリティ	社員旅行で上司と同室となったが、翌朝上司が自分の股間をまさぐり愛撫し始め、射精してしまった。その様子を写真に取られ、深い屈辱感に襲われたとの相談。①ハラスメントであり労働基準監督署への相談 ②警察への被害届及び弁護士訴訟相談 ③写真の削除を求める 等について助言した。
	高齢者 男女共同参画	姉は夫から身体的・精神的DVを受けており、認知機能にも障害が生じている。離婚させたいが経済的不安があるとの相談。①DVについては福祉保健局配偶者暴力センターへ相談、②経済的問題について福祉事務所へ相談するよう紹介した。

2 人権相談窓口における相談の状況について

(1) 相談件数 (令和2年4月1日～令和3年3月31日)

① 受付機関別

	R2	R1
人権局	164	97
中部振興局	67	56
西部振興局	183	187
計	414	340

②相談形態別

	R2	R1
面接	117	114
電話	288	212
封書等	9	14
計	414	340

③新規、再来別

	R2	R1
新規	194	134
再来	220	206
計	414	340

※ 増加理由：新型コロナウイルス感染症を加えた新たな人権相談窓口チラシの配布・配布や新聞広告の実施等により、人権相談窓口が広く認知され、新規相談件数が増加した。

(新規：60件増、再来：14件増)

(2) 相談内容

① 分野別

	同和 問題	外国人	障がい	子ども	女性	高齢者	労働者	疾病	その他	計
R2	5	2	138	33	17	20	84	83	229	611
R1	4	0	119	58	11	36	94	103	75	500

※ 相談内容により複数の分野に計上。

※ 「その他」が増加したのは、人権相談窓口が広く認知され、多様な相談が寄せられたことによる。

②行為類型別

	差別 表現	落書 き	インタ ーネッ ト	就労		虐待					サー ビス 提供	就学
				(募集 採用)	(左 以外)	(身 体的)	(心 理的)	(性 的)	(経 済的)	(初 級)		
R2	12	0	10	20	59	5	25	1	14	2	112	9
R1	3	0	2	12	87	6	23	1	21	3	82	27

	プ ライ バン	居住・生 活の安全	報道 被害	誹謗 中傷	嫌が らせ	いじ め	セク ハラ	性 犯罪	結婚 差別	賃貸 拒否	その 他	計
R2	11	161	1	42	126	20	23	14	2	0	152	821
R1	12	120	0	17	101	26	7	1	0	0	98	649

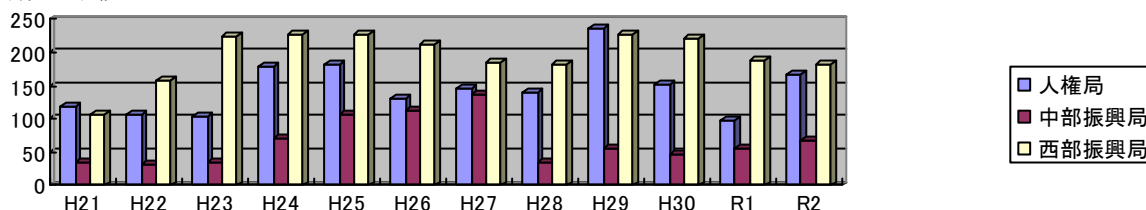
※ 相談内容により複数の行為類型に計上。

※ 「その他」が増加したのは、人権相談窓口が広く認知され、多様な相談が寄せられたことによる。

(3) 相談窓口の対応状況

	情 報 提 供・助言	他機関 (県の 機関) 紹介	他機関 (県以 外) 紹介	その他 (傾聴など)	計
R2	361	14	7	32	414
R1	321	4	2	13	340

(参考) 相談件数の推移



鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会「第5回会議」の結果について

令和3年6月15日
淀江産業廃棄物処理施設計画審査室

鳥取県淀江産業廃棄物処理施設計画地地下水等調査会「第5回会議」を開催したので、結果について報告します。

- 1 日時 令和3年5月22日（土） 午後1時～午後4時
- 2 場所 さなめホール（米子市淀江文化センター：米子市淀江町西原） イベントホール
（※）傍聴は、さなめホール大ホール、県庁講堂においてモニター傍聴
- 3 委員 しまだじゅん 嶋田 純 熊本大学名誉教授【会長】、すぎたふみ 杉田 文 千葉商科大学教授、いとうひろこ 伊藤 浩子 一般財団法人地域地盤環境研究所主任研究員、かつみたけし 勝見 武 京都大学大学院教授、こだまよしのり 小玉 芳 敬 鳥取大学教授
（※）新型コロナウイルス対策のため、全委員がWEB会議で出席

4 結果（主な内容）

(1) 水理地質総合解析等

水理地質構造（地下水の分布等を含む地質構造）について、ボーリング調査による地層、地質（透水係数※）を含む、地下水位等の情報に加え、周辺の露頭（地層の露出箇所）や地形、水質調査の結果等に基づく総合解析を進めた。 ※ 地下水の通しやすさ

○第3帯水層（最下部の帯水層）は、地下水を通しやすく、計画地東側の鍋山の周辺で貯えられた地下水が事業計画地周辺の地下深部に流れ込んでいる可能性がある。

○福井水源地周辺では、福井水源地の揚水に合わせ地下水位（主に第3帯水層）の脈動（規則的な変動）が認められる。

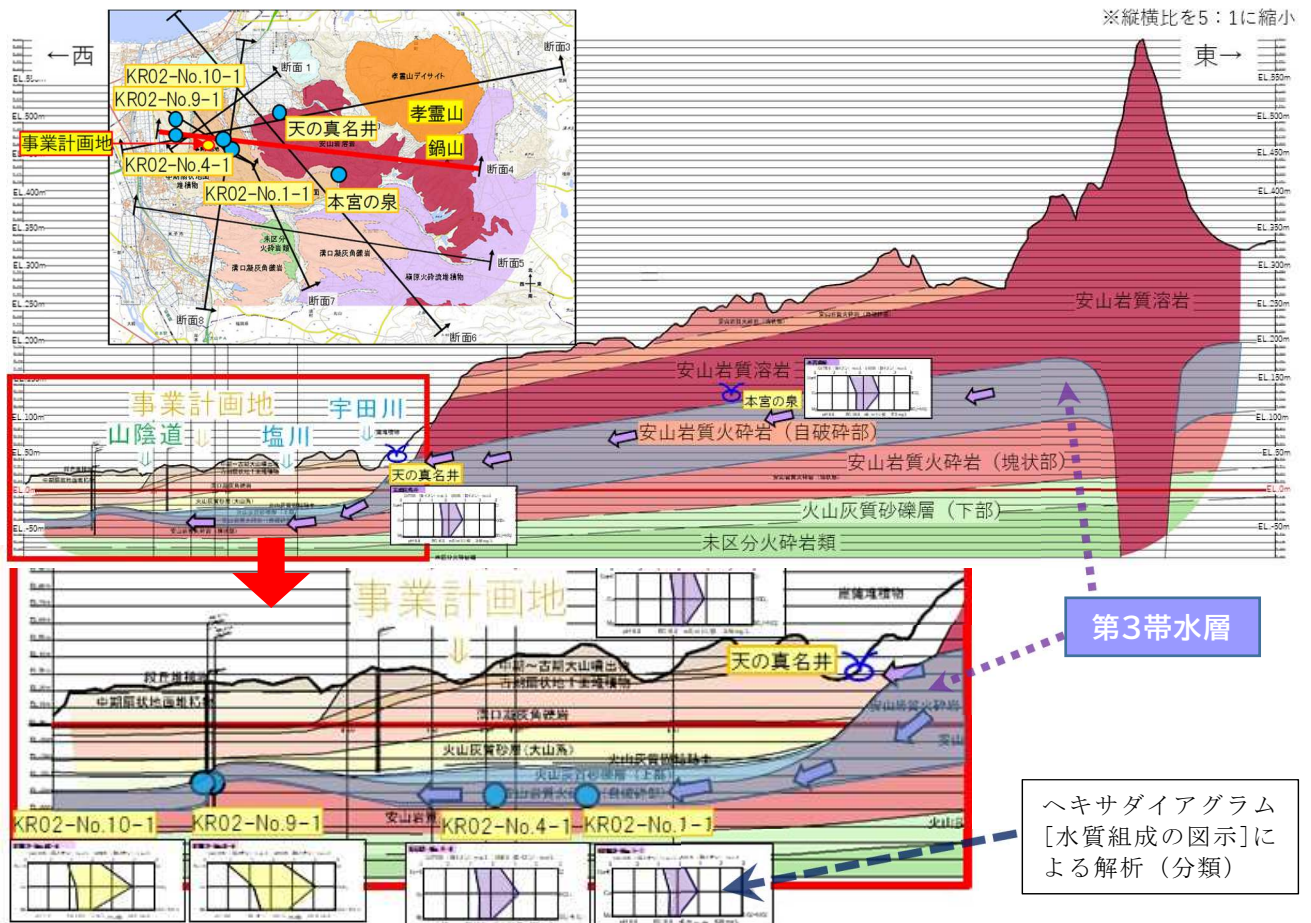


図1 第3帯水層の地下水の供給源

(2) 三次元シミュレーションのモデル設定

- モデルの平面の分解能(格子の大きさ)は、詳細評価領域(30 km²)では概ね 30m、その外側は離れるにつれて大きく設定する(最大 150m)。地下方向は標高でマイナス数百～マイナス 1,000m程度を想定。⇒ 総格子数は約 254 万。
- モデルに計画地周辺の水理地質構造(透水係数を含む)を組み込み、河道や地層の形状に合わせて格子の形を歪ませ、モデルを設定していく。



図2 三次元格子モデル(左: 全域、右: 拡大図)

(3) 委員からの主な意見

- 地質に関しては、かなりきれいなまとめ方が見えてきた。
- 地下水の水位や水質をもう少し整理して、水理地質構造を検証していく必要がある。
- シミュレーションモデルに組み込む透水係数等のパラメータ(※)については、実際に得られた観測値をどのように設定していくのかというプロセスが大事。

※ モデルの調整に用いる値

- 膨大な情報を基にシミュレーションを行うことになるが、丁寧に現況再現解析(※)を進めていくことが大事。

※ モデルが算出する計算上の値と、観測データとを比較し再現性を向上させていく作業

(4) 今後のスケジュール

引き続き、水文調査(地下水位等の連続観測)、水質調査の結果の整理を進めるとともに、今回の議論を踏まえて修正を加えた水理地質構造を基にシミュレーションのモデルを設定し、現況再現解析によりモデルの妥当性を確認した後、地下水の流向等を把握する。

- | | |
|---------------|---|
| 第6回調査会(10月頃) | 水文調査・水質調査結果の整理や、モデル設定及び現況再現解析の結果を検討(予定) |
| 第7回調査会(12月頃) | 途中段階の結果報告(予定) |
| 第8回調査会(来年2月頃) | 最終まとめ(予定) |

(5) 傍聴

新型コロナ対策として、別室でモニターによる傍聴を実施。傍聴者は33名(西部: さなめホール大ホール29名、東部: 県庁講堂4名)。